

(原料)松茸中笠十、蠣十箇、鹽二匁五分、胡椒二匁五分、牛酪六十匁(牛生油、メリケン粉、同量) 鰹魚煎汁、醬油懸け

松茸中ノ大笠ばかりを、鹽水にて洗ひ、牛酪を敷たる鍋に入れ(笠を上向きにして)一つ宛に、蠣の肉の大なるを一つ入れ、鹽胡椒粉を二分三分ほどづゝかけ、牛酪の小さき固りとしたるを、箸の先にて所々にのせ、火強さ、暖爐に入れて、やくべし、時々取出して、汁を小匙にてすくひて、松茸の中へつきこみて焼くべし、さて蠣の能くやけて、卷上る時、取出して、皿に盛り別け、別に拵置きたる、かけ汁をかけて出すなり

○かけ汁の拵方、牛のケンチンの油をとかしたるに、同量のメリケン粉を加へて、木杓子にてまぜ、(粉を加へたる加減は、木杓子にて交る時、鍋の底

をかきて、木杓子のめぐる時、其その見えたる跡の、直にふさがる程の加減をよしとす、水の泡の上面にたつ間は、出来ぬなれば、其上泡のた、なくなるほど煉りて、少しこげる程に煉りたるに、かつを煎汁と醬油少しを加へて、とろろくに煉て、蠣にかけて用ふるなり、香はしき味のかけ汁なり

交際につきて

吾 妻

▲交際に巧なる人は、これに由りて己を益し人を愉快ならしむ、巧ならぬ人は己も數知れぬ不利益を被るのみならず、人にも限りなき不愉快を與ふ。交際の法を心得ぬ爲めに人の感情を害ふに至りては、其人は禮儀の心得なき人ともいはるべく、従つては日常の道德にも缺くる人なりともいはる言

はるべし。

▲お世辭は交際の上にはなくて叶はぬものなり。

もし交際社會よりお世辭を取り去りたらんには、

如何ばかり無趣味に殺風景なるべきよ、お世辭は

偽にはあらず、他人に快感を興ふべき圓滿なる

我が心の顯はし方なり、言葉の上より。容貌の上

より。さては態度の上より。

▲お世辭は誠實を拒非するものにあらず、交際の

第一の要素は誠實にあること勿論なり。たい絶對

の誠實のみにては交際は成立せざるべし。虚偽は

交際上、或度までは必要あり。贈物としては過ぎ

たる品とは思ひながらも、この品粗末ながらとい

ふは、交際上必要な虚偽にあらずや、蔭では箒

を立てながら、來客の辭し歸らんといふを、一應

は引き留むるも、交際上の作法ならずや。天真爛

漫など稱して、思ふこと感じたること其儘を人前

にさらけ出さんには其人や狂者に近かるべし。

▲心に在る不平を人に移すは避くべきことなり。

この種の人を稱して機嫌界ある人といふ。

▲無口なる人に對しては、なるべく己より話し加

ける様にすべし。自分の言ふこと許り饒舌りて、

人の話を一向心に掛けて聞かぬ人もあり、かゝる

人に對しては何處までも聞き役の心得にて接待す

べきなり

▲如何なる人に對しても、えらぶることは禁物な

り。えらぶる程其人の心の底の見え透くに、身を

下すほど床しさのますは、是非もなきことなり。

▲外貌は心の鏡なり、外冷淡にして心の温なる人

は少なし。冷淡は友を得る所以の道にあらず。わ

ゝ見えても心はまつたくよい人」もあることばあ

れども、あゝ見ゆるからには、何れ心にあゝいふ所のある證據と知るべし。

婦人と親族法(ついで)

太田英隆

第二節 婚姻の要件

第一款 實質的條件

第一の要件、當事者の意思表示あることを要します。

この要件は、法律には明文がありませんが、婚姻の無効及取消を規定しますときに、間接に當事者の意思表示が必要であることを定めてあるのを推考して知ることが出来ます。

第二の要件、男は満十七才女は満十五年にならねば婚姻することは出来ません。

男女身躰の發達は、人に依り又國に依つて異りますが、一般に論するときは、或年齢にならなければ十分に發達せないものであつて、一般の情況に従つて、法律上一定の年齢をさめその年齢に達せない時は婚姻するを許さないとするのは、規則を定める上に於て必要なことであります。

第三の要件、配偶者あるものは、重ねて婚姻を爲すことは出来ません。

重ねて婚姻を爲すことは、刑法でも禁じてありまして、一夫一婦の制度を公認したものであります。

第四の要件、女は前婚の解消又は取消の日から、六ヶ月を経過した後でなければ再婚を爲すことは出来ません。

男は前婚の解消せられ若くは取消されたときで